

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止基準（R5.5.8～）

1 児童・生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

- ・発症日を0日目として、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを出席停止とする。
- ・無症状の場合は検体採取日を0日目として、5日を経過するまでを出席停止とする。

（参考：新型コロナウイルス感染症に係る出席停止期間計算表）

	発症期間 症状期間	0日目 (発症・検体採取)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
有 症 状	1日間	症状あり	軽快日	症状軽快	症状軽快	症状軽快	症状軽快	登校可能	
	2日間	症状あり	症状あり	軽快日	症状軽快	症状軽快	症状軽快	登校可能	
	3日間	症状あり	症状あり	症状あり	軽快日	症状軽快	症状軽快	登校可能	
	4日間	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	軽快日	症状軽快	登校可能	
	5日間	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	軽快日	症状軽快	登校可能
無症状		検体採取日	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	登校可能	

2 校長が出席停止を認める場合

以下の場合に、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」（出席停止）として取り扱う。

① 感染に対する不安により登校を控える場合

同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合。

② 医療的ケア児及び基礎疾患児が感染症予防のため登校を控える場合

医療的ケアを必要とする児童・生徒及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきではないと校長が判断する場合。